

# 第16章 避難設備の基準（危政令第21条の2）

## 避難設備の技術上の基準（危省令第38条の2）

### 1 避難設備の設置区分（危省令第38条の2第1項）

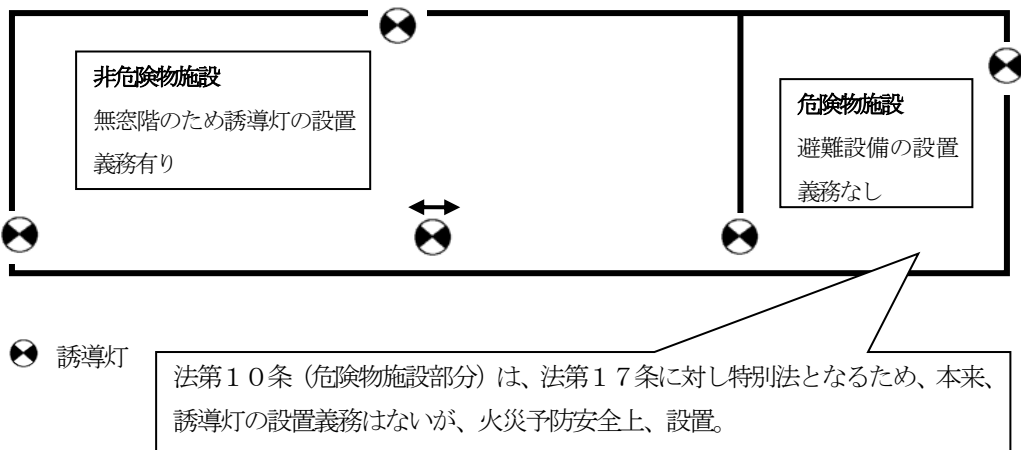
区分	製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給油取扱所	2階を店舗、飲食、展示場の用途に供するもの	① 2階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
—	上記以外のもの		

### 2 避難設備の技術基準（危省令第38条の2第2項）

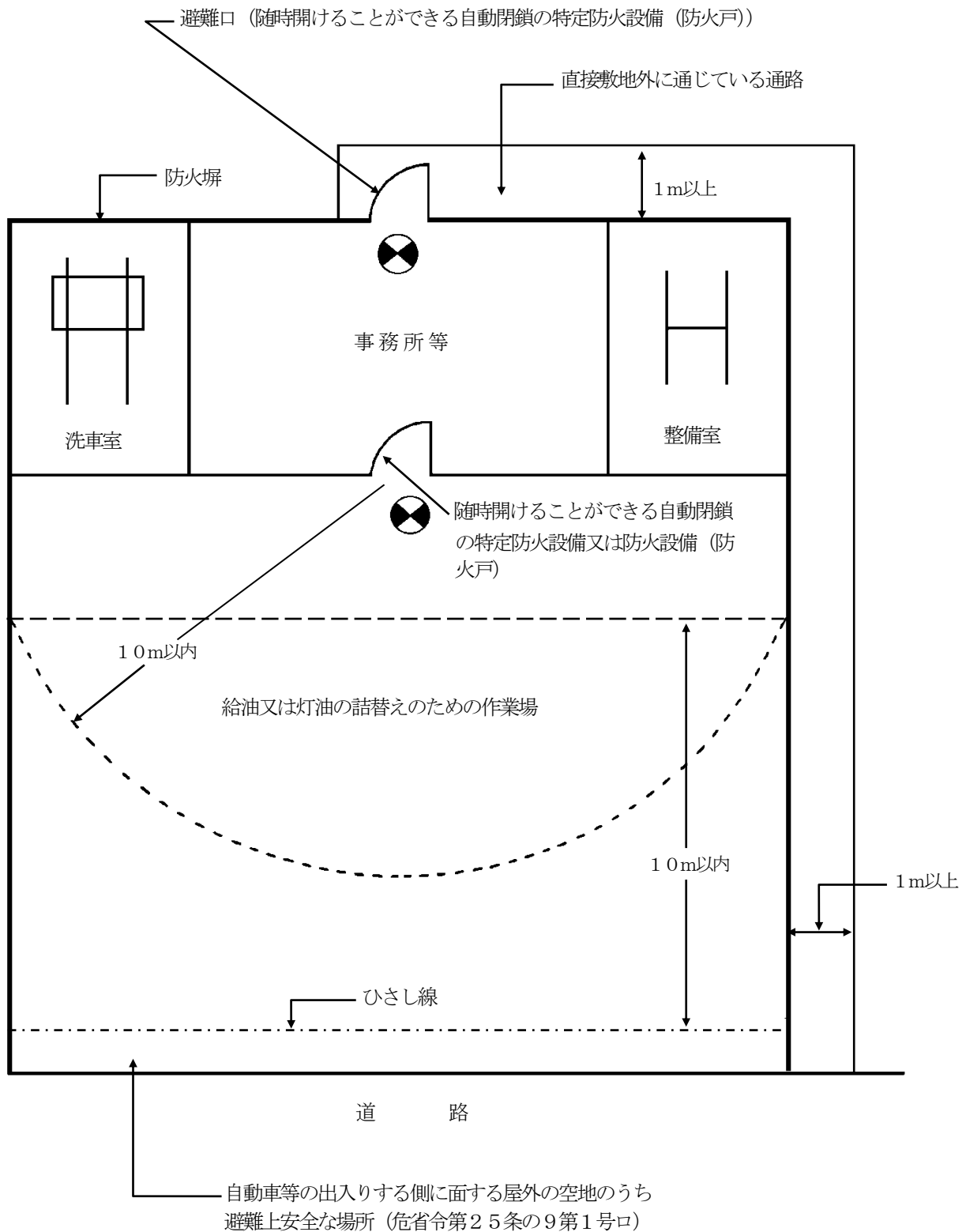
- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は、A級、B級、C級のいずれの種類のものでも差し支えない。  
(H1.5.10 消防危第44号)
- (3) その他、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第5号の例によること。
- (4) 製造所等は、その利用形態により施行令別表第1に掲げる防火対象物、又は、その部分に該当（S.50.6.16 消防安第65号）することから、施行令第26条第1項の基準と整合性を図り、防火対象物全体に設置するよう指導すること。（誘導標識を含む）


例図 工場（建築物の一部に設置することが出来る一般取扱所）

防火対象物（12項イ、無窓階）：建物全体に誘導灯を設置するよう指導すること。



例図 給油取扱所（一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの）



 誘導灯の位置